

2004年11月10日

原子力はなぜ信頼されないか  
—私が体験した事業および原子力政策から—

第18回「長計についてご意見を聴く会」参考資料

岐阜県岐阜市 兼松秀代

## I 岐阜県東濃地域と核燃の超深地層研究所

岐阜県東濃地域には日本最大のウランの埋蔵量があります。1962年、土岐市でウランの露頭が発見され、原子燃料公社（後の動力炉・核燃料開発事業団に改組、現在核燃料サイクル開発機構に改組、以下、「核燃」とします。）が東濃地域一帯のウラン探査を行い、東濃鉱山（ウラン）も掘削しました。東濃鉱山は1978年、通産省より核原料物資鉱山の指定を受けました。

しかし国内ウランは品位が低く、海外から高品位のウランが安く輸入できるようになり、国内のウラン探査は終了しました。

これに伴って1986年、東濃地科学センター（旧中部事業所）では、ウラン探査から高レベル放射性廃棄物地層処分のための研究開発に事業内容を変更しました。

事業内容の変更は事業所のある土岐市長にのみ伝えられ、地域の人々には説明しませんでした。そのため1995年8月21日に超深地層研究所計画（以下、「研究所」とします）が発表されるまで、多くの人々は核燃はウラン探査を続けていると考えていました。

住民や市民は事業内容変更から10年を経ながら、核燃の事業が何であるかも知らされないまま、唐突に瑞浪市の核燃所有地正馬様に研究所を建設すると発表されました。研究所は内径6m（当時の内径）、深さ1000mの地下研究施設と地上施設からなり、研究期間はおよそ20年間、建設費や運営費が600億円と報道されました。巨額の国家プロジェクトが突然姿を現したのです。

研究所と否応なく向き合わされた住民や私を含む市民は、研究所の目的、過去からの経緯、事業の進め方など様々な疑問を考えるたびに、核燃への不信、原子力政策や原子力政策に関わる自治体への不信を体験することになりました。

以下、なぜ信頼できないと考えるに至ったか、具体的に述べます。

## II 原子力はなぜ信頼されないか

### 1. 住民は最後に知らされる

住民の関与できないところで計画が進み、全てを整え、住民は最後に知らされる。説明したという形は整えるが、実質は事後報告である。住民は結論を押しつけられたと感じ核燃、原子力政策、自治体に不信を抱く。回を重ねるごとに、不信感が強まる。

#### a) 1995年8月21日、突然の超深地層研究所計画発表

核燃、科学技術庁、岐阜県、瑞浪市、土岐市は相互に政策合意し、公表した。しかし住民にとっては全く寝耳に水のできごとだった。

#### <経過>

1994年秋 核燃は瑞浪市に研究所計画を打診。

1995年8月1日 核燃は岐阜県に正式な申し入れ。

1995年8月14日 岐阜県から科学技術庁に核燃以外の組織が地震研究、研究所の跡利用、月面都市建設研究所を県内及び大学などに開かれた施設とすること等要望書提出。

1995年8月18日 科学技術庁が岐阜県の要望を認める回答。

- 1995年8月18日 核燃理事長と岐阜県知事の超深地層研究所計画についての面談。
- 1995年10月～12月 協定調印の凍結を求める請願署名提出。瑞浪市民の約半数に上る署名。  
研究所用地を抱える月吉区は、97%の協定凍結を求める独自署名を提出。
- 1995年12月20日 瑞浪市議会が請願を否決。研究所を容認。
- 1995年12月25日 協定凍結を求める住民投票の直接請求提出。
- 1995年12月28日 核燃、岐阜県、瑞浪市、土岐市による四社協定締結。

## b) 突然の研究所用地移転発表

2001年7月19日、瑞浪市長は突然、研究所を市有地に誘致すると発表した。また、住民は最後に知らされた。

1995年、強引に協定を結んだが、研究所用地の集落住民は進入路建設を認めず、測量すら拒否。困り果てた核燃は民間道路からケーブルを使って用地に機材を搬入し、建設を進める計画を立てた。瑞浪市長は交付金と引き替えに市有地提供という助け船を出した。このときも事前に核燃、資源エネルギー庁、県と全て相談が整い、住民は最後に知らされた。

### <意見>

反対、批判の声を恐れたためであろうが、あまりにも強引な進め方をしたために、平素は反対や批判を口にしない穏やかな地域の人々にすら、核燃や原子力政策、自治体、議会への反発と不信感を深める結果になった。

## 2. 核燃は住民や市民に必要な情報を伝えなかった

「誤解を招く恐れから、見学の住民に『高レベル放射性廃棄物地層処分の基盤研究をしている』とは説明してこなかった。」

上記の発言は、1995年10月30日、岐阜新聞に掲載された当時の東濃地科学センター所長の発言である。核燃の姿勢はこの発言に象徴されている。

瑞浪市議会議員からは高レベル放射性廃棄物の地層処分研究という点について明確な説明がなく、報道との隔たりがあると指摘された。プレス発表文では地層科学研究を行い地層処分研究開発に反映させるとあるのみで、地層処分する対象が「高レベル放射性廃棄物」であるとは一切記されていない。

一方、科学技術庁バックエンド対策室長は「動燃の地層研究が高レベル廃棄物の研究なのはいわずもがな、あえて触れなかった。」(1995年10月5日 岐阜新聞)と語った。

### <意見>

都合の悪いことは隠して進めるという核燃の不誠実な対応は、核燃への不信を植え付けた。また、科学技術庁の国民は知っていて当たり前という対応は、原子力行政と市民の間の超えがたい隔たりを感じた。10年間事業内容を隠されてきた住民や市民にとっては、地層処分の対象が高レベル放射性廃棄物であるという明確な説明こそが必要であった。

## 3. 「深地層の研究施設の計画」と「処分場の計画とは明確に区別して進めていきます」を法律に盛り込むべきである

「研究所と処分場はセット」とする核燃の内部資料が報道により明らかになり(1989年8月29日 北海道新聞)、核燃の高レベル放射性廃棄物地層処分のための地下研究施設は、処分場に直結する可能性が高いと受け止められた。岩手県釜石市では釜石鉱山が核燃の地下研究施設誘致

を目指したが、1989年9月、釜石市は地下研究施設反対を表明し、同年11月釜石鉱山は誘致を断念した。

この失敗に学んで、地下研究施設の立地を進めるために原子力委員会は1994年の長計で深地層の研究施設の計画と、「処分場の計画は明確に区別して進めていきます」という政策を示した。この政策によって岐阜県、瑞浪市、土岐市は研究所を受け入れた。核燃は深地層の研究施設の計画と、「処分場の計画は明確に区別して進めていきます」を後ろ盾として、処分場とは切り離された施設であると説明し研究を進めてきた。

核燃東濃地科学センターは1999年、「東濃地域が処分場にならない理由」という文書を作成し、事業説明会で配布した。核燃は研究開発機関であり、処分場の選定を担う事業者ではない。処分場になるならないを言う権限はない。それにも関わらず、制度面および立地条件から、「東濃地域は処分場にはならない」と断定した。

この文書の中で、制度面として上記長計の「処分場の計画とは明確に区別して進めていきます」を理由の柱にあげている。それほど研究所立地に影響力のある文言であった。ちなみに市民団体はこの文書の撤回とその説明および回収を求めたが、いまだに放置している。

このように重要な意味を持つ政策は特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下、「高レベル処分法」とする）に位置づけられ、研究所を受け入れた地域は処分場から明確に除外される必要があった。私たちも高レベル処分法審議の際、国会議員に働きかけた。しかし法的に位置づけられることはなかった。そして東濃地域は処分地から除外されることなく、原子力発電環境整備機構からは瑞浪市にも、処分場の応募を促す公募資料が届いている。高レベル処分法の下では研究所立地自治体も他の自治体と同じである。

また、科学技術庁長官の政策文書である確約書等は、特定の条件下において岐阜県内が処分地にならないと述べているにすぎない。高レベル処分法では首長の意見を聴いて尊重する、意に反して行うことはないとの国会答弁もあるが、同意を必要とするものではない。高レベル処分法の下では研究所立地自治体も他の自治体と同列に扱われている。

#### <意見>

1. 研究所を受け入れさせるために、原子力委員会という国の権威が強く関与し、地域を区別せず、計画だけを区別してみせた。研究所受け入れさせるための方便であった。
2. 権限外の文書を配布してまで、研究所建設を進めようとする強引さ、文書の撤回や回収に応じない不誠実な対応が不信を増すことを知って欲しい。

#### 4. 核燃は高レベル放射性廃棄物処分の候補地を選んでいった

現在、原子力委員会は公開され、傍聴できる。インターネットのホームページ上に、原子力に関わる各委員会の報告書や資料、議事録が掲載され、入手が容易になった。しかし10年前、15年前、20年前、政府や核燃の資料を市民が入手することは簡単ではなかった。原子力委員会は非公開だった。

こうした中で核燃は1986年から1988年にかけて、高レベル放射性廃棄物の処分地選定のための調査を行い、全国で60余の処分候補地を選んでいった。

しかし調査の実施も、処分候補地の報告書も2001年まで知ることができなかった。

#### a) 調査を知った経過

ア 2000年10月岐阜県土岐市に情報公開請求し、開示された文書から調査を知る

核燃の自治体に対する説明文書「中部事業所の業務概要」に「中部事業所では、国の定め

る方針に沿って処分予定候補地の選定に資するため、日本全国を対象とした地質環境調査を行う」昭和 63 年度も調査を継続するとあった。(※中部事業所は現在の東濃地科学センター)

イ 福島瑞穂参議院議員が質問主意書を提出

答弁書により、実際に調査していたこと、しかも自治体に調査内容も知らせないまま調査していたことが判明し、報告書のリストが示された。

ウ 核燃の情報公開指針による開示により、調査内容や調査地域の概略、処分候補地の選定を知った。地域、地名を推測させる部分は都道府県名を以外全て非公開であった。

**b) 調査は原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会の報告書に基づいて核燃が実施**

核燃は、原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会の「放射性廃棄物対策専門部会中間報告書放射性廃棄物処理処分方策について」(1984 年 8 月)、および同部会報告書「放射性廃棄物処理処分方策について」(1985 年 10 月)において、処分予定地選定を行うこととされたことを受けて 1986 年から 1988 年にかけて具体的な調査を実施し、報告書を作成した。

処分候補地に直接結びつく調査は全国をいくつかのブロックに分けて、約 8000 平方キロメートルから 14000 平方キロメートルの広大な範囲を衛星写真や航空写真の画像判読、解析による地質構造特性の解釈、既存の地質資料データとの照合を行い、現地調査を経て、

- ・処分の対象となる地層の広がりや深さがあること、
- ・活断層から 2 キロ以上離れていること
- ・集落や大規模地上施設がないこと
- ・地下資源がないこと

等の条件を満たす 3~5 キロ四方位程度の地域を「高レベル放射性廃棄物処分のための地質環境的に良好な地域として望ましい候補地」等として、60 余を超える地域を選定していた。

**c) 国民に隠されていた高レベル放射性廃棄物処分場調査**

ところが国民はこの事実を知らないし、知らされてもいない。調査地域の自治体も知らせないまま調査していた。しかもこのデータは過去どのように使われ、今後どのように扱われるのか不明確である。

**d) 原子力委員会による、核燃の位置づけの変更**

1987 年 6 月の原子力開発利用長期計画で処分予定地の選定は「処分事業の実施主体に行わせる」こととなり、核燃はこの調査を終了した。処分予定地は選定していないと核燃は述べている。

**<意見>**

処分の候補地を選んでいったという事実を知ったときの驚きと怒りは原子力への不信感をより強いものにした。

隠して調査し、処分の候補地を選び、途中で政策が変更になって調査は終わったとは言え、事実を 15 年以上も隠し続けたことへの怒り、不信は核燃だけではなく、調査を課した原子力委員会、知っていて国民に知らせなかった科学技術庁への不信でもある。

いまさら、原子力発電環境整備機構の処分地選定に透明性の確保が必要と言われても、信頼からほど遠いとの思いは消えない。

### ＜今後のために望むこと＞

1. 深地層研究施設を受け入れた地域は処分地としないことを制度として明確にすること。制度をつくるまで研究は停止すること。
2. 高レベル放射性廃棄物の処分に関するコンセンサス会議のための資金を提供し、口は出さないこと。
3. 首長や議会の選挙は必ずしも個々の事案についての住民の意思の反映とは一致しない。高レベル放射性廃棄物処分地選定に関して、住民の意思の確認を自治体に任せるのではなく、住民投票を制度として位置づけること。
4. ガラス固化体や使用済み燃料を含む高レベル放射性廃棄物、放射性廃棄物を減らすためにも、原子力発電の利用廃止を早期に検討すること。
5. 新潟県中越地震の発生と余震の継続、東海地震の不安がある。原子力発電所の耐震性を、原子力に関わりを持たない専門家が独立して検討すること。

以上